

令和3年度

滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会

事業計画・予算書

共同募金運動について

1. 趣 旨

戦後まもない昭和22年に、国民による第1回の共同募金運動が発足しました。その後、めまぐるしい社会情勢の変化を受け止めながらも今日まで成長し、赤い羽根共同募金として全国に浸透してまいりました。現在は、社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業として運動を展開しています。

運動発足の目的は「だれもが人間として尊重され生きる喜びに満ちあふれた生活をするために、人びとが心のふれあいを深め、おたがいに協力して明るく住みよい社会を築こう」という連帯感や相互扶助の精神でありました。しかし、これらが薄れつつある今日、社会福祉に対するニーズは多種多様にわたってきております。このようなことから、公的責任での社会保障や社会福祉の制度向上とあわせて、民間の発意とたすけあいによる自主的な福祉活動がより強く望まれるようになってまいりました。

共同募金は、民間社会福祉事業に必要な資金を、寄付者自らの福祉を高めるための拠出運動であるという認識のもとに、深いご理解とご協力を得ながらこの運動を展開し、社会福祉の拡充強化をはかり、地域の福祉を推進するものです。

2. 共同募金会の組織

共同募金会は、国・都道府県・市町村の順に、中央共同募金会・都道府県共同募金会・市町村共同募金委員会と組織されています。

守山市においては、滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会の事務局を守山市社会福祉協議会におき、社協役員、自治会、民生委員・児童委員、その他関係機関職員および団体でこれを組織しています。

3. 募金目標額について

滋賀県共同募金会では、県内の受配者の要望を取りまとめ総合的視野をもった配分委員会等を経て、年度毎の配分計画がたてられます。そして、この計画に基づき市町共同募金委員会に対する広域配分分担金額が設定されます。

また、市町共同募金委員会においても、当該地域で必要とされる事業等に対する配分計画をたて、広域配分分担金を含めた一般募金、歳末たすけあい募金ならびにテーマ型募金のそれぞれに目標額を設定することになります。

つまり募金目標額とは、都道府県ごと、市町村ごとにその地域における民間社会福祉事業に必要と認められる募金の総額であり、それぞれの配分計画がその根拠となっています。

令和3年度 滋賀県共同募金会守山市共同募金委員会事業計画

I 基本方針

近年の社会環境は、少子高齢化の進展や世帯人員の減少、また、社会的孤立や経済的困窮などの問題があいまって、様々な課題がおきており、さらには令和2年度に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、地域の課題が一層複雑化、多様化しています。これらの課題解決には公的支援に加えて、民間社会福祉関係者による支援が重要となっていますが、これまで先人が築き上げてきた「つながり」や「支えあい」の福祉活動が、脅かされる事態となっています。そうしたことから、新たな手法や手段を模索しながら活動を行っていくために、共同募金の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっています。

しかしながら、この新型コロナウイルスの感染拡大は、募金活動にも大きな影響を及ぼしています。イベントや街頭募金は縮小もしくは中止を余儀なくされ、戸別募金においても運動が難しい状況がうかがえます。そのような中、令和2年度の一般募金、歳末たすけあい募金は前年度をわずかに上回る結果となっており、共同募金に期待が寄せられているところでもあります。

令和3年度の守山市共同募金委員会は、共同募金への理解と共感がより一層得られるよう、募金運動の趣旨を丁寧に説明し、また、募金の使途や成果を分かりやすく広報するなどして、「見える化」に努めます。さらに、募金グッズや募金付き自動販売機など新しい寄附者層にアプローチしていきます。

また、テーマ募金については、令和元年度から「子どもの育ち応援募金」として取り組んできました。令和2年度は、喫緊の支援策として、新型コロナへの対策や子どもの登下校の安全に対する配分を行いました。令和3年度についても、ニーズに即した配分を行い、更なる運動の広がりをめざします。

赤い羽根チャレンジ事業については、滋賀県共同募金会からの助成3年目として、より広い団体が新しい課題解決のために実施する活動を支援できるよう、周知徹底に努めます。

以上を踏まえ、重点事項と個別事業を次のとおり計画し、実施してまいります。

II 重点事項

(1) 一般募金、歳末たすけあい募金の周知・啓発の強化

戸別募金については、自治会長や住民により理解いただけるよう、啓発資材の充実に努めるとともに、事業所への訪問を強化します。

(2) 赤い羽根チャレンジ事業の充実

令和元年度から、滋賀県共同募金会の助成を受け、公募型助成事業「赤い羽根チャレンジ事業」を開始しました。新型コロナの長期化も見据え、新たな課題解決に向けて取り組む団体等への活動支援ができるよう、本事業の周知徹底に努めます。

(3) テーマ型募金「子どもの育ち応援募金」の充実

令和元年度から実施のテーマ募金3年目として、運動の周知と運動の推進を図るとともに、子どもの居場所づくり、子どもの安心安全、学習活動の支援などの目標に照らし、この募金が地域で役立つと実感できるような使途の検討を行います。

(4) 共同募金運動の進め方の検討

配分を希望する事業や団体の把握およびニーズの把握につとめ、計画に基づいた募金運動が実施できるよう、検討をすすめます。

Ⅲ 個別事業計画

1 委員会の運営

- ・審査委員会の開催（予算・決算・助成審査ほか）

2 共同募金運動の実施

- (1) 共同募金目標額の設定 13,350千円
- 一般募金 9,700千円
 - 歳末たすけあい募金 3,150千円
 - テーマ募金(子どもの育ち応援) 500千円
- (2) 運動期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
10月、11月は主として一般募金、12月は歳末たすけあい募金、1～3月はテーマ募金として実施
- (3) 戸別募金の推進
- (4) 街頭募金の実施（毎年10月1日 駅周辺で啓発の他、各団体の協力を得て実施）
- (5) 法人・学校・職域募金の推進（依頼先・依頼方法の見直し）
- (6) イベントや店頭等募金箱設置場所の拡大

3 助成の実施

社会福祉法第112条に規定するところにより、守山市において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する団体等に配分を行います。

(1) 社会福祉協議会への助成を通じて実施する事業

事業名	令和3年度	備考
自治会子育てサロン	1,100,000	月2,500円×実施月数を助成
地域福祉フォーラム開催事業	591,000	活動展示、表彰、出店
社協だより配付学区交付金	932,000	学区社協への交付金
社協ほっとのホット福祉大賞	280,000	川柳および写真コンクール
学区社協活動助成金	710,000	小地域福祉活動推進事業助成(自治会数×1万円)
災害ボランティアセンター体制整備	185,000	災ボラカフェ、ネットワーク構築
学区社協課題解決事業	350,000	1学区50,000円を限度
第4次地域福祉活動計画策定事業	743,000	委員会実施、冊子印刷
ボランティア登録グループ助成	533,000	ボランティアセンター登録グループへの助成
事務機器整備事業	160,000	印刷機の整備
いきいき活動応援事業	20,000	シニアグループの会議・交流
子ども食堂交流事業	35,000	実施団体の情報交換・交流
合計	5,639,000	

(2) 共同募金委員会が直接実施する事業

事業名	令和3年度	
赤い羽根チャレンジ事業	1,200,000	公開プレゼンによる提案事業
福祉団体、更生保護団体、福祉関係団体による提案事業	600,000	活動助成金の交付
学区社協募金啓発推進事業	70,000	広報等による啓発経費
合計	1,870,000	

(3) 歳末たすけあい募金

事業名	令和3年度	
ひとり暮らし高齢者への年賀状送付事業	90,000	1,380人に年賀状送付
ふとん丸洗いサービス事業	530,000	寝たきり高齢者を対象に実施

学区社協歳末事業	350,000	1学区50,000円を限度
生活困窮者支援	2,000,000	生活困窮者を対象に実施
合 計	2,970,000	

(4) 広域的事業（滋賀県共同募金会が実施）

事業名	令和3年度	
滋賀県共同募金会が実施する滋賀県全域を対象とする事業の分担金	4,063,000	赤い羽根チャレンジ事業、市町社協強化事業、福祉施設活動推進事業等

4 広報・啓発活動の実施

(1) 運動資材（赤い羽根・ティッシュ・オリジナルグッズ）による啓発

(2) 募金使途の「見える化」推進

- ・市社協ホームページに随時情報公開、広報紙「社協だより」で助成事業や啓発運動の紹介等
- ・イベント等開催時に共同募金コーナーの設置ならびに啓発
- ・配分金助成先団体に啓発運動への参加呼びかけ
- ・福祉学習等での出前講座の継続

5 その他の取組み

(1) 依頼先や依頼方法の見直し（郵送や会議での依頼から直接訪問して依頼）

(2) 募金箱設置場所の拡大 ～いつでも・どこでもできる募金～

(3) 社協事業（貸出物品等）と併せて募金箱設置の依頼

(4) 広域助成対象事業の積極的活用

(5) テーマ募金の寄附方法の拡充（寄附付き自動販売機設置・書き損じハガキ回収・事業所との連携等）

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和3年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会

1 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
共同募金収入	13,350	13,350	0	
一般募金収入	10,200	10,200	0	
法人募金以外の収入	9,700	9,700	0	
法人募金の収入	500	500	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,150	3,150	0	
法人募金以外の収入	3,100	3,100	0	
法人募金の収入	50	50	0	
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	13,351	13,351	0	
< 支出 >				
事業費支出	991	991	0	
通信運搬費支出	113	113	0	
通信費支出	113	113	0	
会議費支出	10	10	0	
広報費支出	868	868	0	
運動資材費支出	868	868	0	
事務費支出	272	364	△92	
旅費交通費支出	127	219	△92	
事務消耗品費支出	40	40	0	
印刷製本費支出	100	100	0	
手数料支出	5	5	0	
共同募金配分金支出	10,979	9,914	1,065	
一般募金配分金支出	8,009	6,944	1,065	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
事業活動支出計(2)	12,242	11,269	973	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,109	2,082	△973	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
サービス区分間繰入金収入	180	180	0	
寄付金区分間繰入金収入	180	180	0	
法人内部間取引収入	8,902	7,889	1,013	
本会からの収入	8,902	7,889	1,013	
その他の活動収入計(7)	9,082	8,069	1,013	
< 支出 >				
サービス区分間繰入金支出	180	180	0	
本部区分間繰入金支出	180	180	0	
法人内部間取引支出	10,200	10,200	0	
本会への支出	10,200	10,200	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和3年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会

2 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
一般募金支出	10,200	10,200	0	
その他の活動支出計(8)	10,380	10,380	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△1,298	△2,311	1,013	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△189	△229	40	
前期末支払資金残高(12)	189	229	△40	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和3年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会
 本部

1 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
受取利息配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計(1)	1	1	0	
< 支出 >				
事業費支出	991	991	0	
通信運搬費支出	113	113	0	
通信費支出	113	113	0	
会議費支出	10	10	0	
広報費支出	868	868	0	
運動資材費支出	868	868	0	
事務費支出	272	364	△92	
旅費交通費支出	127	219	△92	
事務消耗品費支出	40	40	0	
印刷製本費支出	100	100	0	
手数料支出	5	5	0	
事業活動支出計(2)	1,263	1,355	△92	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△1,262	△1,354	92	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
サービス区分間繰入金収入	180	180	0	
寄付金区分間繰入金収入	180	180	0	
法人内部間取引収入	950	950	0	
本会からの収入	950	950	0	
その他の活動収入計(7)	1,130	1,130	0	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	1,130	1,130	0	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△132	△224	92	
前期末支払資金残高(12)	132	224	△92	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

拠点／サ區別 資金収支当初予算書

令和3年4月

法人：
 事業：社会福祉事業
 拠点：社会福祉事業
 サ区：守山市共同募金委員会
 寄付金

2 / 2

(単位：千円)

勘定科目	当初予算額	前年度予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
共同募金収入	13,350	13,350	0	
一般募金収入	10,200	10,200	0	
法人募金以外の収入	9,700	9,700	0	
法人募金の収入	500	500	0	
地域歳末たすけあい募金収入	3,150	3,150	0	
法人募金以外の収入	3,100	3,100	0	
法人募金の収入	50	50	0	
事業活動収入計(1)	13,350	13,350	0	
< 支出 >				
共同募金配分金支出	10,979	9,914	1,065	
一般募金配分金支出	8,009	6,944	1,065	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
地域歳末たすけあい配分金支出	2,970	2,970	0	
事業活動支出計(2)	10,979	9,914	1,065	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,371	3,436	△1,065	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
法人内部間取引収入	7,952	6,939	1,013	
本会からの収入	7,952	6,939	1,013	
その他の活動収入計(7)	7,952	6,939	1,013	
< 支出 >				
サービス区分間繰入金支出	180	180	0	
本部区分間繰入金支出	180	180	0	
法人内部間取引支出	10,200	10,200	0	
本会への支出	10,200	10,200	0	
一般募金支出	10,200	10,200	0	
その他の活動支出計(8)	10,380	10,380	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△2,428	△3,441	1,013	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△57	△5	△52	
前期末支払資金残高(12)	57	5	52	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

○ 滋賀県共同募金会災害見舞金交付要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県共同募金会緊急対策資金管理運用規程第3条の規定に基づき、風雪水害、火災および地震等により被害を受けたもの（災害救助法が適用される災害を除く。）に対する見舞金の交付について必要なことを定める。

(見舞金の額および交付基準)

第2条 見舞金の額および交付基準は、次のとおりとする。

- (1) 住家（世帯員が住家（離れを含む）として使用しているものに限り、店舗、倉庫および納屋は除く。）の焼失、流失または倒壊の場合は、1世帯に20,000円。
- (2) 前号の焼失、流失および倒壊は、その被害面積が延べ床面積の3割程度以上（共同募金委員会長が同程度と認めた場合を含む）のものとする。
- (3) 第1号に定める住家が床上浸水した場合（相当部分の補修が必要と共同募金委員会長が認めたもの）は、1世帯に20,000円。
- (4) 被害を受けた住家に複数の世帯が入居している場合は、見舞金の交付先は、1世帯限りとする。
ただし、共同住宅の場合はこの限りでない。

(見舞金の交付方法)

第3条 共同募金委員会長は、管内において第1条に定める災害が発生し被害の程度が前条の基準に該当する場合は、本会会長名の見舞金を速やかに被害者に交付するものとする。

なお、見舞金の交付に関し疑義がある場合は、本会に確認のうえ交付するものとする。

- 2 共同募金委員会長は、前号の見舞金を交付した後、災害見舞金交付申請書（別紙様式）に証拠書類（新聞記事の写または消防署の発行する証明書）を添付して本会会長に提出するものとする。
- 3 本会会長は、前号の災害見舞金交付申請書を受理したときは、速やかに共同募金委員会長の指定する口座に振込送金するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従来の災害見舞金交付要綱は、これを廃止する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

